

令和7年9月17日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」
の一部改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本医師会から標記について通知がありました。本通知は、厚生労働省「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめ（令和7年7月25日公表）において、「特別養護老人ホームなど、地域密着の施設から広域型施設への転用について、補助金の国庫返納が不要という点、ルールを明確化の上、その運用を図るべきである」とされたことをふまえ、同省通知が一部改正されたことをお知らせするものです。改正の要点は次のとおりです。

①地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホームと広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホームとの間での転用など、設置根拠法上は同一の施設であるが、介護保険法における基準・報酬上の取り扱いが異なる場合などについて、運用にばらつきが生じないように、承認を要する財産処分には当たらない旨の明確化

②全国で統一的な運用が図られるよう、地域医療介護総合確保基金により整備した施設についても、原則として当該通知に準じた取扱いとするよう明記

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol. 1417

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について

(令7.9.4 老発0904第3号 厚生労働省老健局長通知)

○第124回社会保障審議会介護保険部会（令和7年9月8日）資料1（抜粋）

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737